

新旧対照表

○使用料及び手数料条例施行規則

改正後	改正前
<p>使用料及び手数料条例施行規則 別表第二(第四条第一項) 一〜七十六 略 七十六の二 略 イ・ロ 略 七十六の三 知事認定獣医師による豚熱の予防接種に係る豚熱予防液の交付 等に関する事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ 知事認定獣医師への豚熱予防液交付手数料 ロ 知事認定獣医師による豚熱予防接種証明書交付手数料 七十七〜百三十三 略</p>	<p>使用料及び手数料条例施行規則 別表第二(第四条第一項) 一〜七十六 略 七十六の二 動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第百七号) に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ・ロ 略 (新設) 七十七〜百三十三 略</p>